

事務連絡
令和元年9月13日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
各文部科学省施設等機関施設担当部課
各文部科学省特別の機関施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課
公立学校共済組合施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校等に保管されているPCB廃棄物の再点検について

学校等におけるPCB廃棄物の保管等については、かねてから「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について（依頼）」（平成12年11月30日付け文指第92号）の通知等により、特段の配慮をお願いしているところですが、遺憾ながら、国立大学法人岡山大学において、保管していた低濃度PCB廃棄物のウエス一式※を紛失していたという事態が、本年8月に判明しました。

については、特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物が適切に処分されるよう、各学校等の設置者において保管しているPCB廃棄物の保管状況の再点検を実施するとともに、PCB廃棄物であることを明示するなど厳重な保管及び管理について、改めて職員等に対し周知の徹底をお願いします。（別紙参照）

このことについて、遺漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、それぞれ周知を図られるようお願いいたします。

※コンデンサ油をPCB含有検査した際に、コンデンサ油の拭き取りに使用したウエスと手袋を、ジッパー袋に封入したもの（横22cm×縦18cm程度37g）

（本件連絡先）

大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
指導第二係 杉浦、桜井
電話：03-5253-4111（内線2292）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

【1】PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十三に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

基準の内容及び具体的に考えられる保管方法は、次のようになります。

1. 周囲に囲いが設けられていること。

保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようにすべきであり、倉庫や保管庫など施錠ができる場所が望ましい。

2. 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。

掲示板は、縦横60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。

[1] 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。

[2] 保管する特別管理産業廃棄物の種類

[3] 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

※PCB廃棄物については、特別管理産業廃棄物であることが明確にわかるよう廃棄物又は保管容器等に直接ラベル等を張るなど工夫し、誤廃棄を防ぐ対策をお願いします。

3. 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。**4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。****5. 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。****6. PCB廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。****7. PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。**

(3から7に関して)

ドラム缶などの密閉容器で保管すること、また漏れが心配される場合は容器を二重化することが望ましい。

なお、ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けるようにする。

【2】PCB廃棄物の保管等の届出

PCB廃棄物の保管等に当たっては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年六月二十二日法律第六十五号）第八条により、毎年度6月30日までに保管及び処分の状況に関し、都道府県知事に届け出る必要があります。

また、環境省令で定める場合により、PCB廃棄物の保管場所を変更した場合、10日以内に届け出る必要があります。

(PCB廃棄物に関する情報)

- ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページ <http://www.jesconet.co.jp/>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）
（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）

（特別管理産業廃棄物保管基準）

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

- 一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - (1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。
 - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
 - (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - (ニ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの
- 二 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ロ 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。
 - (1)～(2) (略)
 - ハ その他必要な措置
- 三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 四 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、第八条の六各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 五 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
 - ロ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
 - ハ ポリ塩化ビフェニル汚染物であつて環境大臣が定めるものにあつては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。
 - ニ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあつては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置
 - ホ 廃水銀等にあつては、第一条の十四第二号の規定の例によること。
 - ヘ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
 - ト 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（抄）
（平成十三年六月二十二日法律第六十五号）

（保管等の届出）

- 第八条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分（再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）する者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

（譲渡し及び譲受けの制限）

- 第十七条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（抄）
（平成十三年六月二十二日環境省令第二十三号）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管等の状況の届出）

- 第九条 法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
- 一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
 - 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 事業場の名称及び所在地
 - 四 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に係る次に掲げる事項
 - イ 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量
 - ロ 保管事業者にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月
 - ハ その他高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し必要な事項
 - 五 前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更の制限の特例）

第十条 （略）

- 2 前項第一号の規定に基づき、保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあった日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。